

---

---

江戸崎地方衛生土木組合  
ごみ処理施設整備・運営事業  
入札説明書等に関する質問回答  
(第1回)追加

---

---

平成30年6月19日  
江戸崎地方衛生土木組合

1 入札説明書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	10	第3章	6	(2)	共同企業体の設立に関する要件	乙型について言及されていますが、甲型で共同企業体を組成しても同一見解との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	10	第3章	6	(2)	共同企業体の設立に関する要件	共同企業体をA社（JV幹事）とB社およびC社（いずれもJV構成員）で組成し、SPC設立においてはB社（50%以上出資）およびA社、C社とすることは可能でしょうか。B社はプラントの要件を、C社は運営・維持管理の要件を全て満たす者とします。	以下の質問は、A社（プラント設計建設）、B社（プラント設計建設、運営・維持管理、SPCへの50%以上の出資、プラントの要件を全て満たす）、C社（運営・維持管理、運営・維持管理の要件を全て満たす）ものとして回答します。 入札説明書に記載のとおり、該当箇所は、本件事業の建設工事の施工を目的として共同企業体を結成し工事にあたる場合について記載しているものです。また、入札説明書には、「入札参加者の構成企業の企業数の上限は任意とするが、構成企業は本件事業の実施に関して各々適切な役割を担う必要がある。」としています。そのため、C社が設計・建設工事において共同企業体として契約の相手方になることは、適切な役割を担っていない限り、ふさわしくないと考えます。 なお、A社、B社の関係のみで考えた場合には、質問の当該項目の記載のとおりとなります。併せて、平成30年6月15日に公表した「江戸崎地方衛生土木組合ごみ処理施設整備・運営事業入札説明書等に関する質問回答（第1回）」の「1入札説明書に対する質問/No.10」の回答（後段）の内容のとおりとなります。
3	10	第3章	6	(2)	共同企業体の設立に関する要件	上記のケースにおいて、B社を当該入札参加者の代表企業とすることは可能でしょうか。	B社（プラント設計建設、運営・維持管理、SPCへの50%以上の出資、プラントの要件を全て満たす）は、入札説明書に記載の「入札参加者は、「第3章2（2）本件施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件」の全てを満たす者のうち1者を、当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるものとする。」となるため、入札参加者の代表企業となることは問題ありません。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
4	10	第3章	6	(2)	共同企業体の設立に関する要件	上記のケースにおいて、A社（プラント設計建設）、B社（プラント設計建設、運営・維持管理）、C社（運営・維持管理）のうちABCいずれかが貴組合の最新の建設工事等入札参加資格者に登録されていればよろしいでしょうか。	入札説明書に記載の通り、本件施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件では、「本件施設のプラント設備の設計・建設を行う者は、組合の最新の建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者とし、（後略）」としています。そのため、少なくとも、本件施設のプラント設備の設計・建設を行う者（JVの場合は全ての企業）は、組合の最新の建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている必要があります。